

# 横浜市立中尾小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月4日策定（令和8年2月20日改訂）

## 1 いじめの防止に向けた学校の考え方

### ○ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### ○ いじめ防止等に向けての基本理念

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ○ 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という）の構成員は、学校長・副校長・教務主任・養護教諭（特別支援教育コーディネーターを兼ねる）・各学年主任・児童支援専任教諭（特別支援教育コーディネーターを兼ねる。）に加え、必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、区役所、児童相談所等、心理や福祉等の専門家の参加を求める。それらが参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援についての助言を求め、多面的な視点から支援を実施する。

### ○ 委員会の運営

対策委員会を常設し、「月1回以上、定期的で開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。

学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

### ○ 委員会の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

#### ●未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

●事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた区役所や児童相談所等関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む。）

3 取組の年間計画

月	取 組 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活の約束の確認</li> <li>・中尾小学校いじめ防止基本方針の説明（朝会、学校説明会、職員会議）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会で基本方針説明</li> <li>・児童理解研修</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童面談</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y P アセスメント実施①</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中尾小学校いじめ防止基本方針説明（学・家・地連、学校運営協議会）</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子ども会議（中学校ブロック）</li> <li>・ネットいじめ等に関する教室（6年）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SOS の出し方教育プログラム実施</li> <li>・個人面談</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子ども会議（旭区内）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任教諭夏季研修に基づく校内研修</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全なスマホの使い方教室（4年・5年）</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会議報告（朝会）</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y P アセスメント実施②</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会議を受けてスローガン検討</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> <li>・いじめ防止月間の取組（スローガン発表）</li> <li>・いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童面談</li> <li>・学校評価アンケート（児童、保護者、教職員）</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童委員会を中心とした「あいさつ」運動</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の振り返り、新年度への引継ぎ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学・家・地連（今年度の取組）</li> </ul>
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい学年交流</li> <li>・中学校ブロック専任会（月1回）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（定例会含め月1回以上・随時）</li> </ul>

#### 4 基本的な対応方針（いじめの未然防止、早期発見・事案対処）

##### ○ いじめの未然防止・早期発見

児童一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解できるような取組を行う。また、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、積極的に認知するため、早期発見の取組を行う。

- ・児童の主体的な取組への支援（横浜こども会議の取組等を通じて、児童が、いじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるような支援等）
- ・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組
- ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実
- ・SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施
- ・一人一台端末やすぐー等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施
- ・SCやSSWと連携した定期的な教育相談の実施
- ・保護者、地域、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（チーム学年経営・担任制、情報共有の推進等）
- ・担任に限らず、児童支援専任、養護教諭、SC、SSWなど話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談・通報の窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることの周知
- ・地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の間関係が現れることも考慮し、見守りなどを通じて把握したことについて、学校などに情報提供するよう連携体制の構築等

##### ○ いじめに対する措置

いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導・支援及びその保護者への助言等について速やかな情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを踏まえ、いじめを認知したときの対処について、以下の点について取り組んでいく。

- ・いじめ対応情報管理システム等を活用した記録、情報共有、対応方針の決定
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に寄り添った対応
- ・いじめが解消（※）に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- ・いじめを行った児童への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・事案に応じた警察への相談又は通報

- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

※いじめの解消には、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

#### 4 重大事態への対処

- ・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

- ・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

- ・調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。また、学校評価の評価項目にいじめ防止等の取組に関する項目を位置付け、児童及び保護者からの意見を反映できるようにする。